

## 「令和元年度 中山間地域保全支援業務委託」に関する質問への回答

質問事項	回答
質問1 仕様書:Ⅱ1(2)ア. 資材の例を別添参照とありますが、どこにありますか。	「別添 資材の例(令和元年度 中山間地域保全支援業務委託 仕様書)」を質問の回答に添付いたしました。
質問2 仕様書:Ⅱ1(2)ア. 団体に供給する資材代は委託業務費に含まれるということでしょうか。	そうです。
仕様書:Ⅲ4委託費の変更は、県が定めた額(総費用の上限の2,950,000円?)よりも下回った場合は、委託額の精算とありますが、それは契約変更を行うということでしょうか。	そうです。
また、資材代が委託料に含まれる場合、仕様書:Ⅱ1(2)アの業務として、資材を受託者が購入して提供するのか、団体から領収書等を集めて随時精算するのか、加えてこれらの事務処理が業務内に含まれるということでしょうか。	受託者が購入して提供することとなります。また、事務処理は業務内に含まれます。
質問3 交通費算出のため、地域づくり活動の支援を行う10地区のエリアをおしえてください。	奈良市、五條市、高取町、明日香村、山添村、大淀町、下市町、黒滝村に在する10地区です。
質問4 仕様書に「資材の例については別添参照」とありますが、見当たりません。資材の例を教えてください。	質問1の回答をご覧ください。
質問5 各団体に供給する資材費用は、受託者が負担するのでしょうか。	そうです。
質問6 各団体への活動支援において、どのくらいの頻度で団体と会うことを想定していますか。前年度の実績があれば、おしえてください。	頻度は想定していません。昨年度の実績はゼロです。
質問7 研修会講師にかかる費用(謝礼、交通費等)は、受託者が負担するのでしょうか。	そうです。